

ご預金を相続されるみなさまへ

## 相続預金等払戻し手続きのご案内

愛媛信用金庫



---

---

目 次

---

---

1. 法定相続人とその順位	1
2. 相続の形態毎の相続預金のお受け取り人	2
3. 相続手続の概要	3
市区町村等への戸籍謄本のお取寄せ	4
4. 相続人確認シート	5
配偶者と兄弟姉妹用(被相続人にお子様がない場合に使用)	6
5. 簡便な相続手続について	
①簡便な相続手続について	7
②簡便な相続手続について	8
③簡便な相続手続について	9
6. 相続手続依頼書(簡素化手続用)「記入見本」	10
7. 相続手続時の必要書類一覧表	11
8. 相続手続のために提出していただく書類	
A. 相続人の話し合いにより、相続する人が決まっている場合	12
B. 相続人を決める前に、相続人全員へ払戻しする場合	13
C. 遺言書で遺言執行者が定められている場合	14
D. 遺言書はあるが、遺言執行者が定められていない場合	15
E. 遺産分割協議書、預金等を相続する人が確認できる場合	16
F. 遺産分割協議書、預金等の相続人が特定できない場合	17
G. 家庭裁判所の審判または調停により相続人を決める場合	18
H. 家庭裁判所により相続財産管理人が選任されている場合	19
9. 相続手続の「依頼書」の記入方法	20
10. 相続手続依頼書「記入見本」	
相続手続依頼書(表)	21.22
相続手続依頼書(裏)	23.24
遺産整理受任者、相続財産管理人等からの手続依頼	25.26

## 1. 法定相続人とその順位

法定相続人には血族相続人と配偶者相続人があり、その範囲・順位は民法886条以下で次のように定められています。

### (1) 血族相続人

被相続人に、お子様など直系卑属がいれば直系卑属が相続人となり、もし直系卑属がいなければ直系尊属が相続人となります。

また、直系卑属も直系尊属もない場合に限り、兄弟姉妹が相続することになります。

第1順位	子 子がいなければ、孫、曾孫が代襲相続します。 【代襲相続とは】 直系卑属または兄弟姉妹が、相続の開始以前に死亡その他の事由（欠格または廃除）によって相続権を失った場合には、その者の直系卑属が相続権を失った者と同順位で相続します。
第2順位	直系尊属（被相続人の父母、祖父母等） 親等の異なる者間ではその近い者が相続人となります。
第3順位	兄弟姉妹 兄弟姉妹が死亡しているときはその者の子（被相続人のおい・めい）が一代限り、代襲相続します。

※血族相続人は直系卑属（子およびその代襲者）、直系尊属、兄弟姉妹およびその代襲者に限られ、たとえ血族であっても直系尊属の兄弟姉妹（被相続人のおじ、おば等）は含まれません。

※養子は養子縁組をした日から養親の嫡出子としての身分を取得するので、実子と同じ相続分を有します。また、養子は養子になった後も、実親に対する実子としての関係を失いませぬので、実親に対しても子としての相続権を有します。

### (2) 配偶者相続人

配偶者（夫の死亡に対して妻、妻の死亡に対して夫）は、常に相続人になります。

※入籍されていない内縁の妻（または夫）には、相続権がありません。

2. 相続の形態毎の相続預金のお受け取り人

相続の形態		相続預金のお受け取り人
共同相続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員が相続する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同相続人の全員</li> </ul>
遺産分割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議分割する場合</li> <li>・調停分割の場合</li> <li>・審判分割の場合</li> </ul>	(いずれの場合も) <ul style="list-style-type: none"> <li>・預金を相続する方</li> </ul>
遺言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言執行者がいない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金を相続する方</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言執行者がいる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言執行者または預金を相続する方</li> </ul>

## 「相続手続の概要」

一般的な相続手続の概要を説明いたします。

### 用語の説明

亡くなられた方を**被相続人**とといいます。  
亡くなられた方の預金等の財産はすべて相続財産となります。  
この相続財産を引き継ぐ人を**相続人**とといいます。  
そして、相続人は民法で定められており、**法定相続人**とといいます。

### 法定相続人

民法が定める相続人はつぎの2種類となっています。  
(1) 配偶者・・・被相続人の配偶者は常に相続人になります。  
(2) 血族・・・つぎの順位で相続人となります。  
第1順位 被相続人の子（子が死亡しているときは孫）  
第2順位 被相続人の直系尊属（被相続人の父母、祖父母）  
第3順位 被相続人の兄弟姉妹（兄弟姉妹が死亡しているときは甥、姪）

### 法定相続人の確認

法定相続人を確認するには、戸籍を調べることとなります。  
戸籍は本籍地の市区町村役場（過去に本籍地を移している場合は各々の市区町村役場も含む。）から「戸籍謄本」を取り寄せて調べることとなります。  
「戸籍謄本」の謄本とは、原簿の全部の写しという意味ですが、近年、コンピュータ化され「戸籍謄本」が「全部事項証明書」という書類になっています。

### 改製原戸籍（カイセイゲンコセキ）（カイセイハラコセキ）

過去に戸籍が改製されていますが、改製される前の戸籍で死亡や婚姻により除籍となった方は、改製後の戸籍に記載されていません。  
したがって、法定相続人の方の確認を行うために金融機関は、「戸籍謄本」とともに「改製原戸籍」をお願いすることが多くなっています。

### 改製原戸籍（カイセイゲンコセキ）（カイセイハラコセキ）

遺言がない場合は、法定相続人全員の話し合いによって分け方を決めることとなります。話し合いだけでなく「遺産分割協議書」という書類を作成して分け方を決める場合もあります。

市区町村「戸籍係」様

銀行の相続手続を行うため、故「  
」  
の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本が必要  
ですから交付してください。

転籍前の戸籍謄本が別の市区町村にある場合は、各  
市区町村共通の用紙（戸籍謄抄本等郵便交付請求書）  
を交付してください。

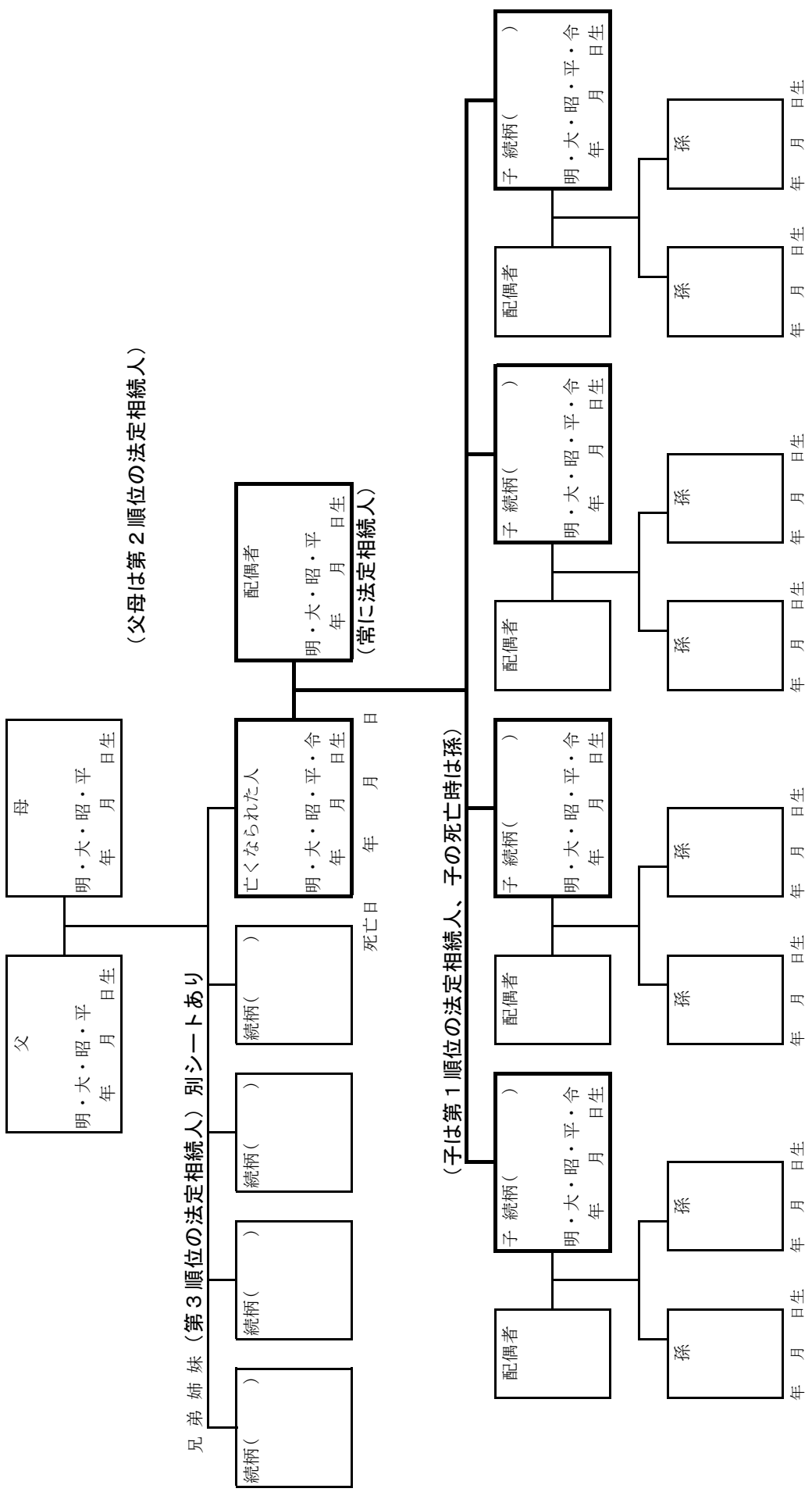
（郵便で戸籍謄本を取寄せる方法）

- （1）郵送で交付申請する際には、つぎのものがが必要です。
  - ①戸籍謄本の交付申請用紙（各市区町村の用紙または共通用紙）
  - ②交付手数料
  - ③返信用封筒
  - ④健康保険証または運転免許証などの本人確認書類の写し
- （2）戸籍謄本の交付申請は、各市区町村共通の用紙（戸籍謄抄本等郵便交付請求書）を使用し、各市区町村の戸籍係あて、申請します。  
（各市区町村の戸籍係に「郵便請求のしかた（戸籍関係）」があります。）
- （3）交付手数料は、郵便局の定額小為替を利用すると便利です。  
現金の場合は、「現金書留」にします。  
（手数料は各市区町村によって金額が異なりますので、わからないことが  
ありましたら、請求する市区町村に確認してください。「切手や収入印紙で  
は取り扱えません。」）
- （4）返信用封筒は、“重量”や“封筒の大きさ”を考慮して、相当分の郵便切  
手を貼り、宛名は請求する人の住所と氏名を記入してください。

※令和6年3月1日より戸籍の広域交付制度が始まり、最寄りの市町村の1つの  
窓口で請求することができるようになりました。お手続きの詳細は市町村窓口  
へお問い合わせください。

以上

# 相続人確認シート





## ① 簡便な相続手続について

この度のご不幸に際しまして、謹んで、お悔やみ申しあげます。

亡くなられた方（被相続人）とお申出人の方について、つぎの項目を確認できる場合は、お申出人一人だけで相続手続が可能になります。

確認項目	確認事項および確認書類等
1. 亡くなられた事が確認できる書類	(1) 被相続人の戸籍謄本
	(2) 被相続人の「住民票除票」
	(3) 「新聞のお悔み欄」または「会葬お礼状」
	(4) 死亡診断書
2. 通帳・証書と届出印	被相続人の通帳・証書と届出印が全てあること
3. 申出人の本人確認書類	運転免許証・マイナンバーカード（写真付） 保険証・年金手帳等 <small>（顔写真が付いていない書類の場合は2種類ご提示をお願い致します。1つは氏名が確認できる書類（診察券・定期券等）でも構いません。）</small>
4. お取引内容	(1) 預金取引だけであること (投資信託、公共債、貸金庫、融資取引がないこと)
	(2) 被相続人の預金残高が <u>当庫全体で30万円以下であること</u>
5. 申出人名義の入金先預金口座番号	申出人の口座へ振替、振込入金の場合（他行宛振込を含む） ※当庫口座へ入金後現金払戻が必要な場合は通帳・届出印をご用意ください。

※ただし、お取引内容等によっては上記の手続でお取扱いできない場合がございますので、詳しくは窓口にご相談ください。

## ② 簡便な相続手続について

この度のご不幸に際しまして、謹んで、お悔やみ申しあげます。

亡くなられた方（被相続人）と相続人の方について、「相続手続依頼書（簡素化手続用）」（P. 10）の「1. ご確認事項」およびつぎの項目を確認できる場合は、相続人一人だけで相続手続が可能になります。

<配偶者以外の方からのお申し出の場合>

確認項目	確認事項および確認書類等
1. 亡くなられた事が確認できる書類	(1) 被相続人の戸籍謄本、相続人の戸籍謄本
	(2) 被相続人の「住民票除票」
	(3) 「新聞のお悔み欄」または「会葬お礼状」
	(4) 死亡診断書
2. 被相続人の相続人であることが確認できる書類	住民票もしくは戸籍記載事項証明書等 (※亡くなられた方と同居していたお子様の場合、住民票で確認可能。)
3. 相続人の本人確認書類	運転免許証・マイナンバーカード（写真付） 保険証・年金手帳等 (顔写真が付いていない書類の場合は2種類ご提示をお願い致します。1つは氏名が確認できる書類(診察券・定期券等)でも構いません。)
4. お取引内容	(1) 預金取引だけであること (投資信託、公共債、貸金庫、融資取引がないこと)
	(2) 被相続人の預金残高が <u>当庫全体で300万円以下であること</u>
5. 相続人の当庫届出印	当庫とお取引がある場合は届出印 ※お取引がない場合は実印・印鑑証明が必要
6. 相続人名義の入金先預金口座番号	相続人の口座へ振替、振込入金の場合（他行宛振込を含む） ※現金支払、名義変更をご希望の場合、通常の相続手続が必要となります。

※ただし、お取引内容等によっては上記の手続でお取扱いできない場合がございますので、詳しくは窓口にご相談ください。

### ③ 簡便な相続手続について

この度のご不幸に際しまして、謹んで、お悔やみ申しあげます。

亡くなられた方（被相続人）と相続人の方について、「相続手続依頼書（簡素化手続用）」（P. 10）の「1. ご確認事項」およびつぎの項目を確認できる場合は、**配偶者一人だけで相続手続が可能になります。**

確認項目	確認事項および確認書類等
1. 亡くなられた事が確認できる書類	(1) 被相続人の戸籍謄本、相続人の戸籍謄本
	(2) 被相続人の「住民票除票」
	(3) 「新聞のお悔み欄」または「会葬お礼状」
	(4) 死亡診断書
2. 被相続人の配偶者であることが確認できる書類	被相続人との続柄が記載されている保険証 ※保険証で続柄が確認できない場合は住民票記載事項証明書等
3. 相続人（配偶者）の本人確認書類	運転免許証・マイナンバーカード（写真付） 保険証・年金手帳等 (顔写真が付いていない書類の場合は2種類ご提示をお願い致します。1つは氏名が確認できる書類(診察券・定期券等)でも構いません。)
4. お取引内容	(1) 預金取引だけであること (投資信託、公共債、貸金庫、融資取引がないこと)
	(2) 被相続人の預金残高が <u>当庫全体で500万円以下であること</u>
5. 相続人（配偶者）の当庫届出印	当庫とお取引がある場合は届出印 ※お取引がない場合は実印・印鑑証明が必要
6. 相続人（配偶者）名義の入金先預金口座番号	相続人（配偶者）の口座へ振替、振込入金の場合（他行宛振込を含む） ※現金支払、名義変更をご希望の場合、通常の相続手続が必要となります。


※ただし、お取引内容等によっては上記の手続でお取扱いできない場合がございますので、詳しくは窓口にご相談ください。

# 相続手続依頼書（簡素化手続用）

依頼書提出日

愛媛信用金庫

受付日 ××年 ×月 ×日

被相続人 (お亡くなりになった人)	氏名 <b>信金 太郎</b>	(お亡くなりになった日) ××年 ×月 ×日
	住所 <b>松山市二番町4丁目2番地11</b>	実印 お取引印 カード認証 (いずれかに○:※1)  印鑑 
払戻請求者 (相続人代表) (続柄: <b>妻</b> ) (お取引店 <b>〇〇支店</b> ) (口座番号 <b>1234567</b> )	氏名 <b>信金 花子</b>	
	TEL <b>090-XXXX-XXXX</b>	

(※1) 払戻請求者が愛媛信用金庫に預金取引口座をお持ちの場合は、お取引印を押印願います。実印押印の場合は、払戻請求者の印鑑証明書を提出してください。

当庫に口座をお持ちの場合、取引店名、口座番号をご記入ください。

## 1. ご確認事項

以下の項目について、ご確認のうえ「はい・いいえ」のいずれかに✓点をご記入ください。

No.	ご確認事項	✓点チェック欄	
1	相続遺産の取扱いについて、相続人間で紛議が発生していません。	はい <input checked="" type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
2	払戻請求者（相続人代表）が、被相続人の預金全ての払戻を行うことについて、相続人全員の同意が得られています。（払戻請求者は、被相続人から相続排除を受けていません。）	はい <input checked="" type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
3	遺言相続ではありません。また、遺産分割協議書も作成していません。	はい <input checked="" type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
4	本手続後、他の相続人から、相続預金の仮払いや法定相続分の払戻し等の申し出があった場合には、私が責任をもって対応し、解決いたします。	はい <input checked="" type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
6	相続人の中に外国籍の相続人や住所が支払規制の行われている特定国（北朝鮮・イラン）に該当する者はいません。	はい <input checked="" type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>

## 2. 払戻金の受取口座

金融機関名	支店名	預金種類	口座番号	口座名義（カナ氏名）
<input checked="" type="checkbox"/> 愛媛信用金庫 <input type="checkbox"/>	<b>〇〇支店</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<b>1234567</b>	<b>シンキン ハナコ</b>

(注) 他行宛振込の場合は、元利金合計金額から振込手数料を差引します。

## 3. 現金受取額（1万円未満に限る）

金額	千	円

左記の現金を確かに受け取りました。

### (金庫使用欄)

添付書類の 確認	戸籍・除籍謄本・住民票・ 法定相続情報一覧図	有 ・ 無
	印鑑証明書	有 ・ 無
	振込金受取書のコピー	有 ・ 無
	本人確認書（写）	有 ・ 無
	その他 ( )	有 ・ 無

(処理日)	検印	印鑑照合	受付

## 「相続手続時の必要書類一覧表」

(亡くなられた方の氏名 )

必要書類		相続手続内容 (注1)							
		A	B	C	D	E	F	G	H
① 被相続人の通帳および証書		○	○	○	○	○	○	○	○
② 被相続人の「戸籍謄本」と「改製原戸籍」(注2)		○	○	○	○	○	○	—	—
③ 相続人の「戸籍謄本」(上記②で確認できるときは不要)		○	○	—	—	○	○	—	—
④ 「相続手続依頼書」	相続人全員が署名・捺印	○	○	—	—	—	○	—	—
	特定相続人が署名・捺印	—	—	—	○	○	—	○	—
	遺言執行者が署名・捺印	—	—	○	—	—	—	—	—
	相続財産管理人が署名・捺印	—	—	—	—	—	—	—	○
⑤ 「印鑑登録証明書」 (発行日から6か月以内のもの)	相続人全員のもの	○	○	—	—	—	○	—	—
	特定相続人のもの	—	—	—	○	○	—	○	—
	遺言執行者のもの	—	—	○	—	—	—	—	—
	相続財産管理人のもの	—	—	—	—	—	—	—	○
⑥ 名義変更の場合、「共通取引印鑑票」等	相続人全員が署名・捺印	—	○	—	—	—	—	—	—
	特定相続人が署名・捺印	○	—	○	○	○	○	○	—
	遺言執行者が署名・捺印	—	—	—	—	—	—	—	—
	相続財産管理人が署名・捺印	—	—	—	—	—	—	—	○
⑦ 家庭裁判所の審判書謄本または調停書謄本の写し		—	—	—	—	—	—	○	○
⑧ 家庭裁判所の審判の確定証明(注3)		—	—	—	—	—	—	○	—

### (注1) 相続手続内容

A	相続人の話し合いにより、相続する人が決まっている場合
B	相続人を決める前に、相続人全員へ払戻する場合
C	遺言書で遺言執行者が定められている場合 (注4)
D	遺言書はあるが遺言執行者が定められていない場合
E	遺産分割協議書で、預金等を相続する方が確認できる場合
F	遺産分割協議書で、預金等の相続人が特定できない場合
G	家庭裁判所の審判または調停により相続人を決める場合
H	家庭裁判所により相続財産清算人(相続財産管理人)が選任されている場合

(注2) 被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本(全部事項証明書)と改製原戸籍(有効期限なし)で法定相続人を確認させていただきます。遺言書が作成されている場合は、被相続人の死亡事実がわかる戸籍謄本(全部事項証明書)で確認させていただきます。

(注3) 「⑧家庭裁判所の審判の確定証明」は、家庭裁判所の審判に基づき払戻等する場合のみ必要です。

(注4) 遺言執行者がお手続きされない場合はDを参照してください。

## 相続手続のために提出していただく書類

### A. 相続人の話し合いにより、相続する人が決まっている場合

① 被相続人（亡くなった方）の通帳および証書
② お客様に記入していただいた「相続人確認表」
③ 相続人の方全員に自署・捺印していただいた「相続手続依頼書」
④ 相続人の方全員の印鑑証明書（発行日から6か月以内のもの） （注）お客さまのお申し出により「印鑑証明書」はコピーしたのち、 原本をご返却いたします。
⑤ 被相続人の方（亡くなられた方）の生まれてから亡くなるまでの 「戸籍謄本（全部事項証明書）」・「改製原戸籍」・「除籍謄本」 （注）お客さまのお申し出により「戸籍謄本」等はコピーしたのち、 原本をご返却いたします。 （注）ご結婚される前の実家の「戸籍謄本」等も必要になります。
⑥ 法定相続人の現在の「戸籍謄本（全部事項証明書）」 （注）上記⑤の戸籍謄本や改製原戸籍等で、法定相続人の方の氏名と 生年月日が確認できる場合は必要ありません。
⑦ 相続人の方に名義変更される場合は、相続人の方の「印鑑届」が必 要になります。
⑧ 投資信託、公共債、外貨預金を相続される場合は、投資元本が変 動する商品ですので、商品内容やリスク等について、別途、ご説明 いたします。

## 相続手続のために提出していただく書類

### B. 特定の相続人を決めないで、相続人全員が相続する場合

① 被相続人（亡くなった方）の通帳および証書
② お客様に記入していただいた「相続人確認表」
③ 相続人の方全員に自署・捺印していただいた「相続手続依頼書」
④ 相続人の方全員の印鑑証明書（発行日から6か月以内のもの） （注）お客さまのお申し出により「印鑑証明書」はコピーしたのち、 原本をご返却いたします。
⑤ 被相続人の方（亡くなられた方）の生まれてから亡くなるまでの 「戸籍謄本（全部事項証明書）」・「改製原戸籍」・「除籍謄本」 （注）お客さまのお申し出により「戸籍謄本」等はコピーしたのち、 原本をご返却いたします。 （注）ご結婚される前の実家の「戸籍謄本」等も必要になります。
⑥ 法定相続人の現在の「戸籍謄本（全部事項証明書）」 （注）上記⑤の戸籍謄本や改製原戸籍等で、法定相続人の方の氏名と 生年月日が確認できる場合は必要ありません。
⑦ 投資信託、公共債、外貨預金を相続される場合は、投資元本が変動する商品ですので、商品内容やリスク等について、別途、ご説明いたします。

## 相続手続のために提出していただく書類

### C. 遺言書で遺言執行者が定められている場合

① 公正証書遺言または自筆証書遺言 (注) 自筆証書遺言の場合は家庭裁判所の検認証明書が必要になります。 (但し、法務局の発行する遺言書情報証明書がある場合を除く)
② 被相続人(亡くなった方)の通帳および証書
③ 遺言執行者が自署・捺印した「相続手続依頼書」
④ <b>遺言執行者</b> の印鑑証明書(発行日から6か月以内のもの) (注) お客さまのお申し出により「印鑑証明書」はコピーしたのち、 原本をご返却いたします。
⑤ 被相続人が死亡され除籍されている戸籍謄本(全部事項証明書) (注) お客さまのお申し出により「戸籍謄本」等はコピーしたのち、 原本をご返却いたします。
⑥ 名義変更される場合は、受遺者が署名・捺印した「印鑑届」が必要 になります。
⑦ 投資信託、公共債、外貨預金を相続される場合は、投資元本が変 動する商品ですので、商品内容やリスク等について、別途、ご説明 いたします。

## 相続手続のために提出していただく書類

### D. 遺言書はあるが遺言執行者が定められていない場合

① 公正証書遺言または自筆証書遺言 (注) 自筆証書遺言の場合は家庭裁判所の検認証明書が必要になります。(但し、法務局の発行する遺言書情報証明書がある場合を除く)
② 被相続人(亡くなった方)の通帳および証書
③ お客様に記入していただいた「相続人確認表」
④ 受遺者(相続預金の承継人)の方に自署・捺印していただいた「相続手続依頼書」
⑤ 受遺者の方の印鑑証明書(発行日から6か月以内のもの) (注) お客様のお申し出により「印鑑証明書」はコピーしたのち、原本をご返却いたします。
⑥ 被相続人が死亡され除籍されている戸籍謄本(全部事項証明書) (注) お客様のお申し出により「戸籍謄本」等はコピーしたのち、原本をご返却いたします。
⑦ 名義変更される場合は、受遺者が署名・捺印した「印鑑届」が必要になります。
⑧ 投資信託、公共債、外貨預金を相続される場合は、投資元本が変動する商品ですので、商品内容やリスク等について、別途、ご説明いたします。

## 相続手続のために提出していただく書類

### E. 遺産分割協議書で当庫の預金等を相続する人が確認できる場合

<p>① 遺産分割協議書 (注) 相続人の方全員の印鑑証明書が添付され、相続人の方全員が自署して実印を押捺しており、当庫の相続預金等を相続する方(特定相続人)が確認できるもの。 (注) コピーしたのち、原本をご返却いたします。</p>
<p>② 被相続人(亡くなった方)の通帳および証書</p>
<p>③ お客様に記入していただいた「相続人確認表」</p>
<p>④ 特定相続人が自署・捺印した「相続手続依頼書」</p>
<p>⑤ 特定相続人の印鑑証明書(発行日から6か月以内のもの) (注) お客様のお申し出により「印鑑証明書」はコピーしたのち、原本をご返却いたします。</p>
<p>⑥ 被相続人の方(亡くなられた方)の生まれてから亡くなるまでの「戸籍謄本(全部事項証明書)」・「改製原戸籍」・「除籍謄本」 (注) お客様のお申し出により「戸籍謄本」等はコピーしたのち、原本をご返却いたします。 (注) ご結婚される前の実家の「戸籍謄本」等も必要になります。</p>
<p>⑦ 法定相続人の現在の「戸籍謄本(全部事項証明書)」 (注) 上記⑥の戸籍謄本や改製原戸籍等で、法定相続人の方の氏名と生年月日が確認できる場合は必要ありません。</p>
<p>⑧ 「相続手続依頼書」にもとづいて特定相続人に名義変更するときは、特定相続人が署名・捺印した「印鑑届」が必要になります。</p>
<p>⑨ 投資信託、公共債、外貨預金を相続される場合は、投資元本が変動する商品ですので、商品内容やリスク等について、別途、ご説明いたします。</p>

## 相続手続のために提出していただく書類

### F. 遺産分割協議書で当庫の預金等の相続人を特定できない場合

<p>① 遺産分割協議書 (注) 相続人の方全員の印鑑証明書が添付され、相続人の方全員が自署して実印を押捺しており、当庫の相続預金等を相続する方(特定相続人)が確認できるもの。 (注) コピーしたのち、原本をご返却いたします。</p>
<p>② 被相続人(亡くなった方)の通帳および証書</p>
<p>③ お客様に記入していただいた「相続人確認表」</p>
<p>④ 相続人の方全員に自署・捺印していただいた「相続手続依頼書」</p>
<p>⑤ 相続人全員の印鑑証明書(発行日から6か月以内のもの) (注) お客様のお申し出により「印鑑証明書」はコピーしたのち、原本をご返却いたします。</p>
<p>⑥ 被相続人の方(亡くなられた方)の生まれてから亡くなるまでの「戸籍謄本(全部事項証明書)」・「改製原戸籍」・「除籍謄本」 (注) お客様のお申し出により「戸籍謄本」等はコピーしたのち、原本をご返却いたします。 (注) ご結婚される前の実家の「戸籍謄本」等も必要になります。</p>
<p>⑦ 法定相続人の現在の「戸籍謄本(全部事項証明書)」 (注) 上記⑥の戸籍謄本や改製原戸籍等で、法定相続人の方の氏名と生年月日が確認できる場合は必要ありません。</p>
<p>⑧ 「相続手続依頼書」にもとづいて特定相続人に名義変更するときは、特定相続人が署名・捺印した「印鑑届」が必要になります。</p>
<p>⑨ 投資信託、公共債、外貨預金を相続される場合は、投資元本が変動する商品ですので、商品内容やリスク等について、別途、ご説明いたします。</p>

## 相続手続のために提出していただく書類

### G. 家庭裁判所の審判、調停により相続人が決まった場合

① 家庭裁判所の「審判書謄本」または「調停書謄本」 (注)「審判書謄本」または「調停書謄本」はコピーしたのち、原本をご返却いたします。
② 「審判書謄本」の場合は、「確定証明書」が必要になります。 (注)「確定証明書」はコピーしたのち、原本をご返却いたします。
③ 被相続人(亡くなった方)の通帳および証書
④ 『審判』または『調停』により当庫の預金等を相続する方が自署・捺印した「相続手続依頼書」
⑤ 当庫の預金等を相続する方の印鑑証明書(発行日から6か月以内のもの) (注)お客さまのお申し出により「印鑑証明書」はコピーしたのち、原本をご返却いたします。
⑥ 名義変更される場合は、相続する方が署名・捺印した「印鑑届」が必要になります。
⑦ 投資信託、公共債、外貨預金を相続される場合は、投資元本が変動する商品ですので、商品内容やリスク等について、別途、ご説明いたします。

## 相続手続のために提出していただく書類

### H. 家庭裁判所により相続財産清算人が選任されている場合

① 被相続人（亡くなった方）の通帳および証書
② 家庭裁判所による相続財産清算人の選任の審判書謄本 （注）「審判書謄本」はコピーしたのち、原本をご返却いたします。
③ 相続財産清算人の方が自署・捺印した「相続手続依頼書」
④ 相続財産清算人の印鑑登録証明書（発行日から6か月以内のもの） （注）お客さまのお申し出により「印鑑登録証明書」はコピーしたのち、原本をご返却いたします。
⑤ 「相続手続依頼書」にもとづいて相続財産清算人に名義変更されるときは、相続財産清算人が署名・捺印した「印鑑届」が必要になります。
⑥ 投資信託、公共債、外貨預金を相続される場合は、投資元本が変動する商品ですので、商品内容やリスク等について、別途、ご説明いたします。

## 相続手続の「依頼書」の記入方法

### 1. 被相続人欄

お亡くなりになった方の氏名をご記入ください。

- (1) 常用漢字と旧漢字で氏名の字体が相違する場合、訂正不要です。
- (2) 相続人の氏名を被相続人欄に誤記入された場合は、記入された相続人の実印で訂正してください。

### 2. 相続人欄（相続人の住所・氏名自署欄）

「印鑑証明書」に記載されているとおりの住所と氏名をご記入ください。

- (1) 常用漢字と旧漢字で氏名の字体が相違する場合は、訂正不要です。
  - 【例】渡邊 恵・・・・・・・・印鑑証明書の氏名
  - 渡辺 恵・・・・・・・・依頼書に記入された氏名
- (2) 住所の「丁目」「番地」「号」はハイフンでも結構です。
  - 【例】松山市二番町4丁目2番11号・・・印鑑証明書の住所
  - 【例】松山市二番町4-2-11・・・・・・・・依頼書に記入された住所
- (3) 印鑑証明書に記載されているマンション名等は、必ずご記入ください。  
印鑑証明書に記載されていないマンション名等を余分に記入された場合は、訂正は不要です。

### 3. 預金等の明細欄

- (1) 「預金・投資信託・債券・出資金の明細」欄へは、金庫の死亡登録日以降「相続手続依頼書」の提出日までのいずれかの日の残高を記入してください。

なお、正確な残高を相続人に確認いただくため、死亡登録日以降の残高は金庫にご確認ください。

### 4. 委任する相続人代表

- (1) 相続人名記入欄の一番目に住所・氏名をご記入ください。
- (2) 「2. 払戻金の受取方法」欄へ振込受取の口座内容についてご記入ください。

相続手続依頼 依頼書提出日をご記入下さい

お亡くなりになった方の  
氏名をご記入下さい

××年 ×月 ×日

お亡くなりになった日をご記入下さい





(お亡くなりになった日)  
××年 ×月 ×日

愛媛信用金庫

<b>被相続人</b> <small>(お亡くなりになった人)</small>	氏名 <b>信金 太郎</b>	(お亡くなりになった日) ××年 ×月 ×日
--	--------------------	---------------------------

・下記欄は必ず各人で自署をお願いします。  
・記入欄が不足する場合、裏面記入欄（または本紙複数枚）使用

該当を○で囲んでください。

相続人 (代表者) (続柄: 妻)	住所 (例) 松山市△△町1番地	氏名 <b>信金 松子</b>	TEL 089 - ××× - ××××	実印 
相続人 (続柄: 長男)	住所 (例) 松山市△△町×丁目×番×号	氏名 <b>信金 一郎</b>	TEL 089 - ××× - ××××	実印 
相続人 (続柄: 次男)	住所 (例) 今治市△△町×丁目×番×号	氏名 <b>信金 二郎</b>	TEL 0898 - ×× - ××××	実印 
相続人 (続柄: 長女)	住所 (例) 愛媛県伊予郡松前町大字△△××番××	氏名 <b>松山 梅子</b>	TEL 089 - ××× - ××××	実印 
相続人 (続柄: )	住所	氏名	TEL	実印
相続人 (続柄: )	住所	氏名	TEL	実印

相続人の方ご自身が、それぞれ「印鑑登録証明書」のとおり（字体や住所の表示等）、住所・氏名をご記入下さい。

該当するものに○をつけてください。

どくとともに、相続人全員の印鑑証明書を提出願います。

過日死亡の上記被相続人の愛媛信用金庫（以下、「金庫」といいます）との相続関係手続について、下記のとおり届出を致しますので、以下のとおり取扱ってください。

いずれかに○をつけてください。 〈届出内容〉

相続人全員協議の結果、	右記預金・投資信託・債券・出資金の明細欄の承継人が相続することになりました。 なお、被相続人が死亡した後の自動継続処理で支払われた定期預金の利子、投資信託または公共債の分配金・利金・償還金は、別に申し出たものを除いて、被相続人が生前に指定していた預金口座に入金された状態で相続手続きを行うことを承諾いたします。
遺言により、	
調停分割・審判分割の結果、	
に基づき、	
<input type="radio"/> 遺産分割協議前ですが、右記預金の明細欄の預金元利金を相続人代表の指定口座へ振込してください。	

なお、私ども以外には相続財産上の権利者はありませんが、万一、上記事実に相違があるなどして、本件に関し私ども以外の者から権利を主張された場合には、貴金庫の責めに帰すべき事由による場合を除き、私どもが一切の責任を負い、貴金庫に対していささかもご迷惑、ご損害をおかけいたしません。

# 1. 預金・投資信託・債券・出資金の明細と相続手続内容

【お願い】「承継人」欄は、いずれかを選択してください。名義変更の場合は、新名義人の

通帳・証書を喪失されている場合、  
該当の「喪失」、通帳レスの場合は  
「レス」欄を○で囲んで下さい。

預金種類 (該当するものに○)	数量 (金額または口数)	取扱区分	相続人	備考
口座開設店 (口座番号)	(××年×月×日 現在元金) 投資信託はファンド名、債券は銘柄名	(いずれかにチェック)		印
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) ○○○ 支店 ( 1 2 3 4 5 6 7 )	3, 1 4 7, 2 5 8 円	<input checked="" type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 名義変更	<input checked="" type="checkbox"/> 相続人全員 <input type="checkbox"/> 新名義人 氏名	喪失 レス
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) ○○○ 支店 ( 4 5 6 7 8 9 1 )	5, 0 0 0, 0 0 0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 名義変更	<input checked="" type="checkbox"/> 相続人全員 <input type="checkbox"/> 新名義人 氏名	喪失 レス
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) ○○○ 支店 ( 8 0 0 1 2 3 4 )	US \$ 1 2, 3 4 5. 0 5	<input checked="" type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 名義変更	<input checked="" type="checkbox"/> 相続人全員 <input type="checkbox"/> 新名義人 氏名	喪失 レス
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) ○○○ 支店 ( )	しんきんインデックス ファンド225 1, 2 3 4, 5 6 7 口	<input type="checkbox"/> 払戻 <input checked="" type="checkbox"/> 名義変更	<input checked="" type="checkbox"/> 相続人全員 <input type="checkbox"/> 新名義人 氏名 <b>信金 松子</b>	喪失 レス

・上記預金・投資信託・債券の解約払戻・売却にあたっては、各取引規定等にかかわらず払戻請求書等は提出しませんので、金庫所定の方法で取扱ってください。

・上記で「喪失」と表示した通帳・証書を後日発見した場合は、相続人が責任を  
(注) カードは不要ですので、お持ちの場合は、細断のうえ廃棄してください。

(投資信託の取扱い)

原則1名の相続人へ名義変更(移管)してください。

解約、換金等は名義変更(移管)後に新名義人によりお手続き願います。  
お手続きには別途、依頼書等を併せてご提出いただきます。

(出資金の取扱い)

相続加入(名義変更)できるのは法令により一人の相続人(会員または会員たる資格を有する者)に限ります。  
法定脱退の出資金払戻時期は、依頼日の属する事業年度の終了日以降となります。

お手続きには別途、申込書等を併せてご提出いただきます。

預金・投資信託・債券・出資金の明細、金額・  
口数を確認のうえ、相続手続の内容を記入して  
ください。

## 2. 払戻金の受取方法

・本依頼書1. および5. に記載の預金・投資信託・債券等について元利金等受領に関する一切の件を相続人(代表者)または遺言執行者に委任します。

・解約払戻・売却につ

相続人(代表者)の振込指定口座を記入してください。

または遺言執行者口座に振込ください。

・他行宛振込の場合は

(上記「相続手続内容」で「払戻」を指定した場合、原則として代表者の指定口座へ入金します。)

者)または遺言執行者の左記住所宛に郵送

・解約済の通帳・利息

してください。

「入金・振込」欄は必ず記入してください。

<input checked="" type="checkbox"/> 入金 振込	入金・振込口座			
	金融機関名	支店名	科目・口座番号	口座名義
	<input checked="" type="checkbox"/> 愛媛信用金庫 <input type="checkbox"/>	△△△ 支店	普通・貯蓄・当座 その他 ( ) 1 2 3 4 1 2 3	シンキン マツコ 信金 松子 様
<input type="checkbox"/> 現金受取	振込依頼人名※1 ( )			

・実印または預金取引印が必要です。(別途「受取書」提出用)

※1: 振込依頼人名はカタカナでご記入ください。ご指定のない場合は「ご本人」とします。

(金庫使用欄)

店番: \_\_\_\_\_ 顧客番号: \_\_\_\_\_

処理日: \_\_\_\_\_

営業店長印	検印	係印	印鑑照合	受付

### 3. 貸金庫の取り扱い

裏面

貸金庫等の種類・番号	取扱内容 (太枠内に、ご来店いただく方のおなまえをご記入ください。)	鍵・カード喪失の場合 <input checked="" type="checkbox"/>	引取印
取引店名 △△△支店 No. 777	<b>信金 松子</b> 様が相続人を代表して 左記の貸金庫等を開扉・格納物を出庫の上、契約を解約します。	<input type="checkbox"/> 鍵 <input type="checkbox"/> カード	<b>印</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>上記貸金庫等の解約・格納物引取りにあたっては、各取引規定にかかわらず、解約依頼書等の提出はいたしませんので、貴金庫所定の方法でお取扱ください。</li> <li>上記で「喪失」と表示した鍵またはカードは、所在不明で提出できません。後日発見した場合は私どもの責任で廃棄するものとし、本取扱については、金庫にはいっさい迷惑・損害はおかけしません。なお、貸金庫鍵の取替費用等の実費は、私どもが負担いたします。</li> </ul>		(金庫使用欄) 解約日付	年 月 日

### 4. 相続人

貸金庫取引がある場合、取引店に来店の上  
解約・格納物引取りの手続きをいただく方  
の氏名を記入。

来店・引取り時に来店者が  
「格納物引取印」欄に実印  
を押印。

相続人 (続柄: ) 受遺者 ( )	TEL - -		
相続人 (続柄: ) 受遺者 ( )	住所 氏名 TEL - -	実印	
相続人 (続柄: ) 受遺者 ( )	住所 氏名 TEL - -	実印	

### 5. 預金・投資信託・債券・出資金の明細と相続手続内容の記入欄が不足する場合

【お願い】「承継人」欄は、いずれかを選択してください。名義変更の場合は、新名義人のお名前を記入してください。

預金種類 (該当するものに○)	数量 (金額または口数)	相続手続内容		通帳・証書の喪失
口座開設店 (口座番号)	( ××年 ×月 ×日 現在元金 ) 投資信託はファンド名、債券は銘柄名	取扱区分 (いずれかにチェック)	承継人 (いずれかにチェック)	喪失の場合は喪失、通帳 レスの場合はレスに○印
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) ○○○ 支店 ( 7650012 )	個人向け国債 (固定5年) 第7回 5,000,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 名義変更	<input checked="" type="checkbox"/> 相続人全員 <input type="checkbox"/> 新名義人 氏名	喪失 レス
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) 支店 ( )		<input type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 名義変更	<input checked="" type="checkbox"/> 相続人全員	喪失
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) 支店 ( )		<input type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 名義変更	<input type="checkbox"/> 新名義人 氏名	レス
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) 支店 ( )		<input type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 名義変更	<input type="checkbox"/> 相続人全員 <input type="checkbox"/> 新名義人 氏名	喪失 レス

預金・投資信託・債券・出資金の明細、金額・  
口数を確認のうえ、相続手続の内容を記入して  
ください。

預金種類 (該当するものに○)	数量 (金額または口数)	相続手続内容		通帳・証書の喪失
口座開設店 (口座番号)	( × × 年 × 月 × 日 現在元金 ) 投資信託はファンド名、債券は銘柄名	取扱区分 (いずれかにチェック)	承継人 (いずれかにチェック)	喪失の場合は喪失、通帳 レスの場合はレスに○印
普通・貯蓄・ <b>定期</b> ・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) ○○○ 支店 ( 4 8 7 6 5 4 3 )	1, 0 0 0, 0 0 0 円	<input type="checkbox"/> 払 戻 <input checked="" type="checkbox"/> 名義変更	<input type="checkbox"/> 相続人全員 <input checked="" type="checkbox"/> 新名義人 氏名 <b>信金 松子</b>	喪失 レス
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) 支店 ( )	<b>定期預金を名義変更する場合の記入方法</b>			喪失 レス
	<b>定期預金を名義変更する場合 (※解約口座と同一支店の定期預金となります。)</b>			
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) 支店 ( )		<input type="checkbox"/> 払 戻 <input type="checkbox"/> 名義変更	<input type="checkbox"/> 相続人全員 <input type="checkbox"/> 新名義人 氏名	喪失 レス
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) 支店 ( )		<input type="checkbox"/> 払 戻 <input type="checkbox"/> 名義変更	<input type="checkbox"/> 相続人全員 <input type="checkbox"/> 新名義人 氏名	喪失 レス
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) 支店 ( )		<input type="checkbox"/> 払 戻 <input type="checkbox"/> 名義変更	<input type="checkbox"/> 相続人全員 <input type="checkbox"/> 新名義人 氏名	喪失 レス
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) 支店 ( )		<input type="checkbox"/> 払 戻 <input type="checkbox"/> 名義変更	<input type="checkbox"/> 相続人全員 <input type="checkbox"/> 新名義人 氏名	喪失 レス
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) 支店 ( )		<input type="checkbox"/> 払 戻 <input type="checkbox"/> 名義変更	<input type="checkbox"/> 相続人全員 <input type="checkbox"/> 新名義人 氏名	喪失 レス
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) 支店 ( )		<input type="checkbox"/> 払 戻 <input type="checkbox"/> 名義変更	<input type="checkbox"/> 相続人全員 <input type="checkbox"/> 新名義人 氏名	喪失 レス
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) 支店 ( )		<input type="checkbox"/> 払 戻 <input type="checkbox"/> 名義変更	<input type="checkbox"/> 相続人全員 <input type="checkbox"/> 新名義人 氏名	喪失 レス

・上記預金・投資信託・債券の解約払戻・売却にあたっては、各取引規定等にかかわらず払戻請求書等は提出しませんので、金庫所定の方法で取扱ってください。

・上記で「喪失」と表示した通帳・証書を後日発見した場合は、相続人が責任をもって廃棄します。

(注) カードは不要ですので、お持ちの場合は、細断のうえ廃棄してください。

(投資信託の取扱い)

原則1名の相続人へ名義変更(移管)してください。

解約・換金等は名義変更(移管)後に新名義人によりお手続き願います。

お手続きには別途、依頼書等を併せてご提出いただきます。

(出資金の取扱い)

相続加入(名義変更)できるのは法令により一人の相続人(会員または会員たる資格を有する者)と定められています。(死亡日より3ヶ月以内)

法定脱退の出資金払戻時期は、依頼日の属する事業年度の終了日以降となります。

お手続きには別途、申込書等を併せてご提出いただきます。

# 相続手続依頼書

年 月 日

愛媛信用金庫

被相続人 (お亡くなりになった人)	氏名	(お亡くなりになった日)
		年 月 日

・下記欄は必ず各人で自署をお願いします。  
・記入欄が不足する場合、裏面記入欄（または本紙複数枚）使用

↓ (該当を○で囲んでください。)

相続人 (代表者) (続柄: ) 受遺者 遺言執行者 ( )	住所 氏名	遺産整理受任者、相続財産管理人等該当する内容をご記入ください。	実印
相続人 (続柄: ) 受遺者 ( )	住所 氏名 TEL - -		
相続人 (続柄: ) 受遺者 ( )	住所 氏名 TEL - -	遺産整理受任者さまからのご依頼 受任された相続内容該当する箇所および「・・・に基づき、」に○をしてください。 (受任された相続手続が遺言に基づいた相続であれば「遺言により」、相続人全員協議の結果受任された相続であれば「相続人全員協議の結果」に○をする。) 4段目の空白欄に「遺産整理委任契約書」と記入してください。 ・相続財産管理人さまからのご依頼 4段目に○をし、空白欄に「家庭裁判所の審判書謄本」と記入してください。	実印
相続人 (続柄: ) 受遺者 ( )	住所 氏名 TEL - -		
相続人 (続柄: ) 受遺者 ( )	住所 氏名 TEL - -	過日死亡を致し、	とお届け
相続人 (続柄: ) 受遺者 ( )	住所 氏名 TEL - -		

↓ いずれかに○をつけてください。 <届出内容>

相続人全員協議の結果、	右記預金・投資信託・債券・出資金の明細欄の承継人が相続することになりました。 なお、被相続人が死亡した後の自動継続処理で支払われた定期預金の利子、投資信託または公共債の分配金・利金・償還金は、別に申し出たものを除いて、被相続人が生前に指定していた預金口座に入金された状態で相続手続を行うことを承諾いたします。
遺言により、	
調停分割・審判分割の結果、	
に基づき、	
遺産分割協議前ですが、右記預金の明細欄の預金元利金を相続人代表の指定口座へ振込してください。	

なお、私ども以外には相続財産上の権利者はありませんが、万一、上記事実に相違があるなどして、本件に関し私ども以外の者から権利を主張された場合には、貴金庫の責めに帰すべき事由による場合を除き、私どもが一切の責任を負い、貴金庫に対していささかもご迷惑、ご損害をおかけいたしません。

# 1. 預金・投資信託・債券・出資金の明細と相続手続内容

【お願い】「承継人」欄は、いずれかを選択してください。名義変更の場合は、新名義人のお名前を記入してください。

預金種類 (該当するものに○)	数量 (金額または口数)	相続手続内容		通帳・証書の喪失
口座開設店 (口座番号)	( 年 月 日 現在元金 ) 投資信託はファンド名、債券は銘柄名	取扱区分 (いずれかにチェック)	承継人 (いずれかにチェック)	喪失の場合は喪失、通帳 レスの場合はレスに○印
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) 支店 ( )		<input type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 名義変更	<input type="checkbox"/> 相続人全員 <input type="checkbox"/> 新名義人 氏名	喪失 レス
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) 支店 ( )		<input type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 名義変更	<input type="checkbox"/> 相続人全員 <input type="checkbox"/> 新名義人 氏名	喪失 レス
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) 支店 ( )		<input type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 名義変更	<input type="checkbox"/> 相続人全員 <input type="checkbox"/> 新名義人 氏名	喪失 レス
普通・貯蓄・定期・定積 外貨普通・外貨定期 債券・投資信託・出資 その他 ( ) 支店 ( )		<input type="checkbox"/> 払戻 <input type="checkbox"/> 名義変更	<input type="checkbox"/> 相続人全員 <input type="checkbox"/> 新名義人 氏名	喪失 レス

・上記預金・投資信託・債券の解約払戻・売却にあたっては、各取引規定等にかかわらず払戻請求書等は提出しませんので、金庫所定の方法で取扱ってください。

・上記で「喪失」と表示した通帳・証書を後日発見した場合は、相続人が責任をもって廃棄します。

(注) カードは不要ですので、お持ちの場合は、細断のうえ廃棄してください。

(投資信託の取扱い)

原則1名の相続人へ名義変更(移管)してください。

解約、換金等は名義変更(移管)後に新名義人によりお手続き願います。

お手続きには別途、依頼書等を併せてご提出いただきます。

(出資金の取扱い)

相続加入(名義変更)できるのは法令により一人の相続人(会員または会員たる資格を有する者)と定められています。(死亡日より3ヶ月以内)

法定脱退の出資金払戻時期は、依頼日の属する事業年度の終了日以降となります。

お手続きには別途、申込書等を併せてご提出いただきます。

## 2. 払戻金の受取方法

・本依頼書1. および5. に記載の預金、投資信託、債券等について元利金等受領に関する一切の件を相続人(代表者)または遺言執行者に委任します。

・解約払戻・売却について、受取方法を「入金・振込」としたものは、下記の相続人(代表者)または遺言執行者口座に振込ください。

・他行宛振込の場合は、元利金等合計金額から振込手数料を差引のうえ振込してください。

・解約済の通帳・利息計算書等および名義変更した預金通帳・証書については、左記相続人(代表者)または遺言執行者の左記住所宛に郵送してください。

▼ 「入金・振込」または「現金受取」のいずれかにチェックしてください。

<input type="checkbox"/> 入金 振込	入金・振込口座			
	金融機関名	支店名	科目・口座番号	口座名義
	<input type="checkbox"/> 愛媛信用金庫 <input type="checkbox"/>		普通・貯蓄・当座 その他 ( )	フリガナ _____様
	支店			
<input type="checkbox"/> 現金受取	振込依頼人名※1 ( )			
	・実印または預金取引印が必要です。(別途「受取書」提出用)			

※1: 振込依頼人名はカタカナでご記入ください。ご指定のない場合は「ゴホニシ」とします。

(金庫使用欄)

店番: \_\_\_\_\_ 顧客番号: \_\_\_\_\_

処理日: \_\_\_\_\_

営業店長印	検印	係印	印鑑照合	受付